

農地所有適格法人報告書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

平成28年6月1日

北杜市農業委員会長 殿

主たる事務所の所在地 北杜市須玉町大豆生田〇番地
名称及び代表者氏名 株式会社〇〇農場
代表取締役 北杜 一郎

印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社〇〇農場 代表取締役 北杜 一郎	
主たる事務所の所在地	北杜市須玉町大豆生田〇番地	
経営面積 (ha)	田	
	畑	5.5
	採草放牧地	
法人形態	株式会社	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(記載要領1) 参照

(1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
水稲 小麦 トマト	農作業の受託 トマト加工品の製造	キャンプ場の運営

(記載要領2) 参照

(記載要領3) 参照

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前 (実績)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
2年前 (実績)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
1年前 (実績)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円

3 農地法第2条第3項第2号関係

(記載要領4, 5) 参照

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託 の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
北杜 一郎	10	所有権	5,000	110日	100日	
明野 太郎	5	賃借権	10,000	230日	240日	
須玉 花子	1			150日	150日	

平成28年4月施行の改正農地法で、構成員要件が緩和されました。
 ○農業関係者の構成員の議決権の割合が「3/4以上」から「1/2超」に変更。

議決権の数の合計

16

農業関係者の議決権の割合

80%

構成員と構成員以外(社員やパートなど)が法人の農業に従事したのべ日数

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 490 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数
株式会社〇〇運輸	3
北杜 美子	1

構成員のうち、農業関係者（農地の権利提供者、農業の常時従事者、農作業委託者等）以外の構成員を記入

平成 28 年 4 月施行の改正農地法で、構成員要件が緩和されました。

○農業関係者以外の構成員について「法人と継続的取引関係を有する関連事業者等」の限定が撤廃。

○農業関係者以外の構成員の議決権の割合が「1/4 以下」から「1/2 未満」に変更。

議決権の数の合計

4

農業関係者以外の者の議決権の割合

20%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
北杜 一郎	須玉町〇〇××番地	代表 取締役	110日	100日	80日	80日
明野 太郎	明野町〇〇△△番地	取締役	230日	240日	200日	200日

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
<p>平成28年4月施行の改正農地法で、役員要件が緩和されました。 ○農作業従事については、「農業の常時従事者である役員の過半」から 「役員又は重要な使用人（農場長等）のうち1人以上」に変更</p>						

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のう

ち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積」の「面積(m²)」欄には、その構成員が農利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。